

令和6年度被災地次世代漁業人材確保支援事業のうち、経営・技術向上支援事業  
事務取扱要領

1 目的

経営管理の知識や熟練漁業者の持つ技術やノウハウの習得等の開催を通じて、若手漁業者等の収益力向上による経営の安定と所得の向上を支援する。

2 事業内容

経営・技術向上支援事業

漁業就業者を対象とした以下の講習等の開催を支援する。なお、本事業で実施する講習等は漁業学校に準ずる機関のカリキュラムに加えることができるものとする。

(1) 経営・技術向上講習会

① 資格等取得講習会

漁業就業に必要不可欠な資格を得ることを目的とした講習等。

② 経営能力等習得講習会

漁業経営の安定や所得の拡大に資する経理・税務等の知識の習得を目的とした講習等。

③ 加工流通等講習会

漁獲物の付加価値向上や販路の拡大等に資する流通、加工、マーケティング等の知識の習得を目的とした講習等。

④ 安全操業講習会

安全操業の知識や万一の際のサバイバル技術等の習得を目的とした講習等。

⑤ 熟練漁業者の技術等習得講習会

熟練漁業者の技術やノウハウ等を習得することによる操業効率の改善や収益力向上を目的とした講習等。

⑥ ICT活用等講習会

ICTを活用した操業の効率化等の知識・技術習得を目的とした講習等。

⑦ その他

その他漁業就業者の収益力向上に資すると一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター（以下「全国センター」という。）が認めたもの。

(2) 水揚量回復に向けた研究活動

① 先進漁法習得研修

新たな漁法の導入に必要な技術・知識の習得や漁ろう技術の高度化のための先進地での講習や現場実習等

② 先進漁法実践研修

新たな漁法の導入や漁ろう技術の高度化に取り組む際に必要な技術・知識の実

践、必要となる漁具の試作や運用試験の実施等

③ その他

その他漁業者の水揚量回復に資すると全国センターが認めたもの。

3 事業対象者について

対象者は、青森県下北郡東通村尻屋崎突端から正東の線と千葉県南房総市野島崎突端から正東の線との両線間における太平洋の海域で主に操業する（操業を予定している）者のうち、以下（1）から（3）のいずれかに該当する者であり、所属（予定）機関（漁協等）の推薦書（別紙様式）を公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金（以下「担い手育成基金」という。）に提出し、対象者として認定を受けた者であることを条件とする。

なお、以下（2）に該当する者を対象とする場合には、候補者の職務経歴書（様式は問わない）を別紙様式とともに担い手育成基金に提出し、担い手育成基金が適当と認めた場合に限り対象者として認定するものとする。

- (1) 漁業就業者
- (2) 漁業に就業する強い意志があり、就業予定地域の所属機関（漁協等）からの推薦が得られる者
- (3) 2（2）を実施する場合は2人以上の漁業者グループであること

4 助成対象としない講習会等について

講習会等の開催が以下の事項に該当する場合は、助成対象としない。

- (1) 受講者または講師（漁業者が講師を務める場合）が過去1年間に漁業に関する法令の違反に係る刑事または行政処分を受けている場合。
- (2) 研修時の安全対策に不備がある場合（ライフジャケットを着用せずに乗船講習を実施する等）。
- (3) 2（2）の研究活動の実施において、先進技能を有する指導漁業者、水産業普及指導員又は水産関係試験研究機関等の指導・助言を受けることができない場合。

5 助成対象経費について

助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、以下の経費を事業の実施に直接必要な経費として不可欠なものか査定の上、助成する。

- (1) 賃金  
本事業を実施するために追加的に必要となる連絡・調整等の業務について、担い手育成基金が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価を担い手育成基金の規定により助成する。
- (2) 謝金  
講習会の講師を務めた者に対する謝金を担い手育成基金の規定により助成する。
- (3) 旅費
  - ① 講師旅費  
担い手育成基金の規定により助成する。

## ② 受講者旅費・宿泊費

2(1)において海技資格講習など開催地が限定される場合や、2(2)の研究活動の対象とする先進地が限定される場合など、講習会場又は研修地までの片道移動距離が100kmを超える遠隔地において受講等をせざるを得ない事情があると担い手育成基金が適当と認めた場合に限り、担い手育成基金の規定により助成する。

## (4) 消耗品費

事務用品や教材等、講習会等の開催にあたって必要となる消耗品に要する経費について、実費を助成する。

## (5) 備品費

2(2)の研究活動の実施にあたって必要となる新たに必要となる漁具等の備品に要する経費について、実費を助成する。1物品当たりの取得価格が3万円を超える場合にあっては、2社以上から見積りをとった上で、その価格を比較し決定することとする。

## (6) 保険料

講習会等において受入機関が研修生に対して加入した傷害保険等(労働者災害補償(労災)保険を含む)のうち、研修期間中の実費相当額を助成する。

## (7) その他

資料の印刷費や会場借料、用船料等、講習会等の開催にあたって必要となるその他の経費を査定の上実費を助成する。

## 6 実施要領

### (1) 経営・技術向上講習会

- ① 講習会等の開催を担い手育成基金又は漁業協同組合が企画し、管内漁協等より受講者を募集する。
- ② 受講希望者は別紙様式第1号「所属(予定)機関(漁協等)の推薦書」を担い手育成基金に提出し、事業対象者として認定を受ける。
- ③ 担い手育成基金又は漁業協同組合は認定を受けた受講希望者を対象とし、講習会等を開催する。

### (2) 漁業者による水揚量回復に向けた研究活動

- ① 研究活動の実施を希望する者が所属する漁業協同組合は、別紙様式第2号「研究活動実施申請書」を担い手育成基金に提出し、事業対象者として認定を受ける。
- ② 事業対象者として認定を受けた漁業協同組合は、研究活動の終了後速やかに別紙様式第3号「漁業者による水揚量回復に向けた研究活動 実績報告書」を担い手育成基金に提出する。

## 7 その他

- (1) 担い手育成基金は、講習会の内容及び講習会に参加した者の所属機関名、氏名、年齢、漁業種類等を記録し全国センターの依頼があった際には速やかに報告できるように整理すること。
- (2) 事業費に係る証書類等の保存期限は事業終了後5年間とし、監査等に対応できるよ

う整理し保存すること。

- (3) 上記2から5の規定に反して事業を実施したことが明らかになった場合、助成した補助金の一部又は全額の返還を求めることがある。